

第 672 回兵庫地方最低賃金審議会

議事録

令和 6 年 8 月 21 日（水） 10 時 00 分～11 時 05 分	
兵庫労働局 第 3 共用会議室	
公益代表委員	桜間委員、千田委員、山口委員
労働者代表委員	岩崎委員、小西委員、堀井委員、森田委員
使用者代表委員	倉本委員、谷口委員、松岡委員、松下委員、吉川委員
事務局	赤松労働局長、岡本労働基準部長、安積賃金室長 飯田賃金指導官、山中労働基準監督官、小川労働基準監督官
(1) 兵庫県最低賃金の改正に係る異議申出の審議について (2) その他	
議 事 内 容	
<p>○飯田賃金指導官</p> <p>定刻となりました。各委員の皆様には、お暑い中、御出席いただきありがとうございます。</p> <p>本日は、梅野会長、坂本委員、檀上委員が御欠席ですが、審議会令第 5 条第 2 項の規定による定足数を充足しておりますことを、御報告させていただきます。</p> <p>それでは、これからの議事進行につきまして、梅野会長が御欠席されていますので、会長代理の山口委員によりしくお願いいたします。</p> <p>○山口会長代理</p> <p>それでは、ただ今から、第 672 回兵庫地方最低賃金審議会を開会します。</p> <p>各委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。</p> <p>本日の審議会につきましても公開としていますが、傍聴者の方におかれましては、受付でお渡ししている遵守事項に記載してありますとおり注意事項を守って傍聴していただき、円滑な議事進行に御協力いただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、議事次第 (1) 兵庫県最低賃金の改正に係る異議申出についての審議に入</p>	

りたいと思います。

では、異議申出について、事務局から説明をお願いします。

○安積賃金室長

はい。事務局から説明させていただきます。

兵庫県最低賃金の改正については、8月5日に答申をいただき、同日から8月20日までの間とする異議の申出に関する公示を行いました。

その結果、公示期間中、16件の異議申出書を受理しております。

それぞれの異議申出書につきましては、お手元の別添の資料として資料ページ番号の3ページから21ページまでに添付してございます。資料の3ページから17ページまでは異議申出書の内容は全て同一であり、3ページにあります「兵庫県労働組合総連合」を代表に他の14団体分を併せて合計15件の申出書が8月20日に提出されております。

また、資料の18ページ以降にありますとおり、8月20日に「自立労働組合連合 不二家神戸労働組合」からも異議申出書が提出されています。

以上、16件の異議申出書等の提出を受けていますので、兵庫労働局長から会長宛てに諮問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(赤松労働局長より山口会長代理に対し、諮問文を手交。)

○山口会長代理

ただ今、局長から諮問を受けました。

それでは、事務局は、諮問文の読み上げをお願いします。

○飯田賃金指導官

それでは、諮問文の読み上げをさせていただきます。

兵労発基 0821 第1号

令和6年8月21日

兵庫地方最低賃金審議会

会長 梅野巨利 殿

兵庫労働局長

赤松俊彦

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について (諮問)

標記について、兵庫県労働組合総連合、兵庫県私立学校教職員組合連合、兵庫私学労働組合、兵庫労連・神戸地域労働組合、全日本放送受信料労働組合兵庫県協議会、郵政産業労働者ユニオン兵庫県協議会、郵政産業労働者ユニオン尼崎支部、郵政産業労働者ユニオン西宮支部、郵政ユニオン神戸中央支部、郵政産業労働者ユニオン灘支部、全日本建設交運一般労働組合兵庫県本部、全日本建設交運一般労働組合兵庫合同支部、JMITU兵庫地方本部、JMITU通信産業本部兵庫支部、西播地域労働組合総連合、自立労働組合

連合不道家神戸労働組合から、別添のとおり最低賃金法第 11 条第 2 項及び第 12 条による異議の申出がありましたので、貴会の意見を求めます。

○山口会長代理

それでは、諮問に対する今後の審議につきまして、事務局より説明をお願いします。

○安積賃金室長

先ほど、異議申出により諮問をさせていただきましたが、兵庫県最低賃金の改定決定に係る異議申出書の提出があった 16 団体のうち、兵庫県労働組合総連合から口頭による意見陳述の希望の申し出がありました。

前回の審議会におきまして、口頭での意見陳述を御承認いただいておりますので、本日この場で意見陳述していただくことにしています。意見陳述の時間は 10 分以内でお願いしております。

準備が整いますまで、少しお待ちください。

○飯田賃金指導官

それでは、紹介いたします。

兵庫県労働組合総連合の、中村様です。

○山口会長代理

兵庫地方最低賃金審議会の会長代理を務めております山口でございます。

早速ですが、提出された異議申出書に基づいて 10 分以内で意見陳述をお願いいたします。

○中村陳述人

おはようございます。兵庫労連で副議長をしております中村です。

JMITU 兵庫地方本部では執行委員長もしております。

兵庫地方最低賃金審議会では 51 円引き上げの 1,052 円にするという答申については、不服であり、再審議を求めます。

私達が最低生計費調査で示した「直ちに 1,500 円」からかけ離れており、憲法 25 条で保障された「健康で文化的な最低限の暮らし」にも届きません。

その上、私達の最低生計費調査を行った時よりも物価高騰の影響を強く受けて、労働者の暮らしは更に厳しい状態にあります。

今年の審議会の答申では、国に対して中小企業への支援と、それに加えて労働者への補助の両方を求めたと理解しておりますが、労働者への支援を求めたということは、最低賃金が足りていないということを示しております。

私達の兵庫労連は、普通に生活できる生計費を 1,500 円以上だとして、中小企業支援の拡充と共に、今すぐ 1,500 円にすることを要求し、署名提出や意見書の提出、審議会

における意見陳述、審議会や専門部会の傍聴行動等を行ってきました。最賃でどのような生活ができるのか、最低生計費はいくらが正しいのかという議論はその中ではありませんでした。

これまで専門部会は非公開で、昨年から公開されていますが、それまでは全く分からなかったのですが、専門部会が公開されるようになって、少し分かるようになったのですが、そういうことは議論されないのだということが分かりました。

金額決定の経過では、労働側は連合方針を基にして63円の引き上げを最初主張して、使用者側は連合の賃上げデータから41円を提示したということでした。ただ、平均的に賃上げがされているのではなくて、今の情勢としては、初任給を引き上げるとか、低賃金層を大きく引き上げたという傾向があると思っています。

なぜ連合方針のリビングウェイズの1,120円から話が始まるのかが疑問です。

私達としては、最低生計費についても議論して、最低賃金の地域間格差の解消や全国一律最低賃金制を展望し、兵庫県の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げていただきたいです。全国一律最低賃金制に繋がる引き上げを求めます。

労働局からは、労働者側委員は広く労働者の代表として選任しており、推薦団体である連合の代表者ではないと聞いていますが、私達は最賃署名7,000筆以上、意見書77組織、本日の異議申立書15組織等、それに加え労働局前での座り込み行動等を行ってきました。

ただ、この間の審議の傍聴等の経過から、労働者側委員が連合独占状態では、連合以外の労働者の意見が審議に反映されないというのも分かってきました。連合がこれまで、労働局の意見募集に対して意見書を提出したということもありません。審議会の傍聴もほとんどありません。最低賃金に大きく影響を受ける労働者の組織から選ばれているということもありません。委員の任命というところも含めて、開かれた審議を求めます。

以上です。

○山口会長代理

ありがとうございました。

ただ今の兵庫県労働組合総連合からの意見陳述について、何かお尋ねしたいことはございませんか。

○各委員

(特になし。)

○山口会長代理

それでは、これで意見陳述は終わらせていただきます。

では、先程、意見陳述された団体以外から、異議申出書の提出があった件について、事務局より説明をお願いします。

○飯田賃金指導官

事務局から異議申出書の内容について説明いたします。先程、室長から説明させていただきましたとおり、意見陳述をいただいた兵庫県労働組合総連合からの異議申出書と同じ内容で、3ページから17ページまでの14団体から申出を受けておりますので、当該14団体からの異議の概要説明は省略させていただきます。

続きまして、その15団体以外で申出がありました自立労働組合連合不道家神戸労働組合の異議申出内容について、その概要を説明させていただきます。

資料の18ページを御覧ください。

異議申出内容は、今年8月5日に答申された賃金を1,052円とする兵庫地方最低賃金審議会の答申意見は、働いて受け取る賃金としては、あまりにも低すぎ、「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上に資するものとは言い難い」、と述べられています。

また、7月16日付けで審議会に提出した意見書で求めたように、兵庫県最低賃金を、「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営む賃金」、「労働者の生活の安定、労働力の質的向上」に値する最低賃金に引き上げること。そのために、賃金額1,500円以上にすることを求めています。

さらに、1,500円以上にするのができなくとも、少なくとも全国加重平均以上となる再答申を求めています。

以上、御報告させていただきました。

○山口会長代理

ただいまの説明に関して、御意見、御質問がございましたらよろしくお願ひいたします。

○各委員

(特になし。)

○山口会長代理

それでは、ただいまの16件の異議申出に関して、審議を行いたいと思います。

本日、異議申出内容を拝見し、提出者の御意見をお伺いしたところですが、今回の答申内容に対する16件の労働団体からの異議申出に関しては、「答申された引上げ額がまだまだ低すぎて労働者の安定した生活には足りないということで、もっと引き上げるべき」等ということが主な内容でした。

審議会として結論を出さなくてはならないのですが、まずは労使それぞれの立場から、異議申出内容についての御意見をお伺いさせていただき、それを踏まえて、公益としての意見を述べさせていただきたいと思います。労使それぞれで少し打合せする時間が必要でしょうか。

○労使委員
お願いします。

○山口会長代理
では、10分程度でお願いします。

(労働側委員、使用者側委員それぞれ別室で打ち合わせ。)

○山口会長代理
では、労働者側の委員から異議申出についての御意見を伺いたいと思います。よろしいですか。

○森田委員
それでは、労働者側代表委員として私、森田から発言させていただきます。
今年度の中央最低賃金審議会における目安に関する公益委員見解では、昨年の全員協議会報告の合意事項を踏まえると共に、最低賃金法が定める三要素を考慮して審議が行われ、また、昨年に引き続いて中央最低賃金審議会公益委員からのメッセージが発信される等、中央最低賃金審議会の自主性の発揮が強く期待されていたと思います。

そこで、今年度の兵庫県最低賃金専門部会では、兵庫最低賃金審議会において実施しました実地視察並びに意見陳述を参考として、目安に関する公益委員見解を参酌し、公益、使用者、労働者それぞれの立場で審議をしてきたと考えております。

特に、労使において最後まで隔たりが大きかった目安額を中心とする受け止めについては、労働者側は、労働者が健康で文化的な生活を行うための最低限必要となる連合リビングウェイズに達していないこと、それと2024春闘の歴史的な水準で実現した賃上げを多くの労働者へ波及させる必要があること、高水準で推移する消費者物価に賃金が追い付いていないこと、兵庫県は、都道府県の総合指数で上位であるにもかかわらず、最低賃金の全国加重平均を下回っていることの合理性がなく、是正が必要であること、兵庫県政労使会議で共同メッセージが発信されていること、現下の高物価において、最低賃金近傍労働者の生活が厳しいこと、そして、兵庫県人口は転出超過となっていること等々、目安額を上回る必要があることを主張して参りました。

そして、過去から10月1日効力発生を実現してきたことから、10月1日発効を目指すことを視野に入れ、公労使の三者は審議に臨んできたことを認識しております。

今回提出されました異議申出の主張内容につきましては、一つは法が求める労働者の生活の安定、労働力の質的向上に発展するには結果として十分ではないということ。

二つ目としましては、物価が高騰している中で、生活費が十分足りていないと受け止めました。

今回の審議会では、最低賃金の引き上げが必要であることは公労使で共有出来ていた

ものの、その改正額の隔たりが埋まることはありませんでした。

そのため、中小企業や小規模事業者への支援として兵庫県最低賃金の改正決定の答申では、公益、使用者、労働者の三者の建議が決議されています。

今回、公労使の三者がそれぞれ考える目指すべき金額の水準がある中で、お互いの立場を尊重し三者がそれぞれ歩み寄りを行いました。三者合意の全会一致とはならなかったこと。これは、非常に残念であると共に、重いものと受け止めております。

今回提出されました異議の申出については、審議の過程において考慮されてきたものと認識をしており、立場が異なる三者が三要素のデータや地域経済を見極めつつ現実的な審議を行い、また中央最低賃金審議会の公益見解を参酌し、加えて近畿圏における地域間格差の是正を少しでも前進させるため、目安額を上回っての結審については審議が尽くされた結果であり、改めて審議に凶ることは極めて難しく、8月5日の兵庫県最低賃金審議会の改正決定は適当であると考えております。

以上です。

○山口会長代理

ありがとうございました。

次に、使用者側委員からよろしいですか。

○松岡委員

使用者委員の松岡です。私からお話しさせていただきます。

使用者側としましては、ただいま森田委員から審議の経緯等を含めて御説明いただきましたとおり、十分な審議を重ねる中で労使の意見がなお平行線をたどり、公益委員案にて採決することとなり、過去最高の目安額を上回る最低賃金の上昇が、県内中小零細企業とそこで雇用される労働者に与える影響を鑑み、反対させていただきました。

反対ではありましたが、それが国の方針に沿うものである以上、結果は受け入れるものと思っております。

本日いただきました御意見の多くは、金額等に多少の違いはありますが、最低賃金においては総じて新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版、及び経済財政運営と改革の基本方針 2024 に沿ったものと思われま。

我々審議会もこれに配慮することを求められる中で、審議を重ねて参りました。

ただ、今年につきましては、これ以上の審議は難しいのではないかと認識しております。

使用者側としましては、今後もデータ等の根拠のある金額提示で丁寧な審議を重ね、適切な賃上げをもって持続可能な雇用環境を維持して参りたいと考えております。

以上です。

○山口会長代理

労使それぞれから異議申出についての御意見を伺いましたが、それぞれの意見に対し

て、補足されたいこと、また、この場で発言しておきたいこと等、何かありますか。

○各委員

(特になし。)

○山口会長代理

では、本日の経過を踏まえて、結論を出したいと思いますが、その前に公益委員で意見調整させていただいて、最後に公益から結論に係る意見を述べさせていただきたいと思います。

(公益委員、別室で打ち合わせ。)

○山口会長代理

では、再開します。

本日の経過を踏まえて、結論を出したいと思います。

労働者側、使用者側の御意見を伺って公益側として改めて検討、協議いたしました。

今回の兵庫県最低賃金審議会の審議において、労使双方とも賃金の引上げは必要であるということは十分認識し、共有されておりました。

その上で、今回異議申出が出されております内容も踏まえて、我々で真摯に審議を尽くしたと思っております。

労側、使側それぞれ立場がありますが、三者合意を目指して最後の最後まで議論しました。議論しましたが、やはり最後に金額の部分で折り合いがつかず、最終的には採決となりました。

これは、限られたスケジュールで結論を出さなくてはならない会議の特性上、どうしても最終的に三者合意に至らずに採決という結果になってしまったと認識しております。

全国加重平均との差についても、50円の目安のところを51円ということで1円の差を詰める努力をさせていただいたと認識しています。ただ、現在、事務局に調べてもらっていますが、他府県の上昇というのがあって、必ずしも本年度の全国加重平均との差が縮まっているかどうかは分からないところですが、それでも、1円でも全国加重平均との差を埋めるという努力はさせていただきました。

大阪、京都は目安額の50円で結審したと聞いておりますので、この部分については差が詰まったものと思います。

ただ、もともと最低賃金額が低かったところの上昇率は高くなっていて、これは異議申出書にもありましたように全国一律最賃に向けての動きの部分で、我々以外の努力が求められるところの方々が努力をしていただいていることかなと思います。

我々としては、我々の課題である全国加重平均との差を埋めるという努力については、1円ではありますが行ってきたと認識しております。

異議申出書にありますように、賃上げしやすい状況、環境作りが重要であったということは、労使双方、公益も一致している考えです。

中小企業の支援、賃上げしやすい環境作り、社会保険料の負担軽減、税制改善等については昨年同様建議を出し、本年度は国として生活者全体のリビングコストの低下をもたらすような施策の実施をということについても建議では申しておりますので、これについては政府に強く要望していくという姿勢については、今後も変わりありません。

また、昨年度から議事の公開ということも始めています。

異議申出にもありましたように、委員の選び方等まだまだ不十分な点はあるかと思いますが、我々は一層の透明性確保に向けて議事の公開の実質をもたらすような努力を今後も続けております。

公益側としても、二者間協議でお話しした内容を傍聴の方にも分かるように、出来るだけ詳しく説明するように進めて参っているところです。その辺も含めて、今後も透明性の確保については公益としての努力を図って行き、審議会としてもその方針で行くということでもあります。

以上から、当審議会がこの8月5日に答申したものは十分に審議を尽くした結果であると考えております。

答申どおりの決定で適当であるというのが公益委員の見解です。

したがって、「8月5日付け答申どおり決定することが適当である。」とすることとしてよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○山口会長代理

ありがとうございます。

それでは、そのように答申します。

事務局は、答申文案の作成をお願いします。

○安積賃金室長

では、答申文案を作成させていただきますので、しばらくお待ちください。

(事務局、別室に移動し、答申文案を作成。)

○山口会長代理

それでは、事務局は答申文案の読み上げをお願いします。

○飯田賃金指導官

それでは、答申文案を読み上げます。

令和6年8月21日

兵庫労働局長

赤松俊彦殿

兵庫地方最低賃金審議会

会長 梅野巨利

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和6年8月21日、貴職から令和6年8月5日付け兵庫県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する兵庫県労働組合総連合ほか15件の異議申出に関し意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和6年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。

○山口会長代理

この答申文案でよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○山口会長代理

それでは事務局は、答申の準備をお願いします。

（事務局、答申文を作成し、会長代理に手渡す。）

○山口会長代理

それでは局長に答申したいと思います。

（山口会長代理より赤松局長に答申文を手交。）

○山口会長代理

異議申出についての答申を行いました。

事務局は今後の発効までの手続きについて、説明をお願いします。

○安積賃金室長

ただ今、異議申出に係る答申をいただきました。先程の答申を踏まえ、局長が改正決定を行います。最低賃金の改正には最低賃金施行規則第9条により官報掲載により公示を行うことになっております。

本日中に本省に報告を行うことにより、例年は9月1日の官報掲載の手続きを行っていたところですが、今年は9月1日が日曜日という関係で、官報掲載を前倒しし、8月

30日の官報掲載に向けての手続きを行うこととなります。

最低賃金法第14条に基づき、決定した地域別最低賃金の発効は官報公示日の30日後の指定した日となりますので、8月30日の官報公示を経て、10月1日の指定日発効とし、そこから適用となることとなります。

以上でございます。

○山口会長代理

今の説明で、特に質問等がございませんでしょうか。なければ、異議申出に関する審議はここまでにしたいと思います。次に議題(2)「その他」ですが、各委員から何かありますか。

○各委員

(特になし。)

○山口会長代理

委員から他に意見が無いようなので、次に事務局からは何かありますか。

○安積賃金室長

はい。今後の審議会の日程等につきまして、お伝えさせていただきます。

次回の審議会につきましては、10月3日、木曜日、午前10時からの開催予定でお願いしたいと思います。

10月3日は、特定最低賃金の12月1日発効のための答申期限の日になります。

それまでに各専門部会において金額までの答申が出ている場合は各部会からの報告をいただきます。仮に専門部会において改正の必要性を認めない、あるいは金額改正が全会一致しなかったような場合については、その審議を行う予定としています。そのため次回の議題は、「特定最低賃金の審議について」とさせていただきたいと思います。

また、併せまして次回審議会の公開、非公開についての御判断もお願いいたします。

以上でございます。

○山口会長代理

では次回の審議会は、10月3日、木曜日、午前10時から公開として開催したいと思います。

皆様、よろしいでしょうか。

○各委員

(異議なし。)

○山口会長代理

では次回は、10月3日、木曜日、午前10時から、公開ということで審議会を行います。では、これで本日の会議は終了といたします。

御苦労様でした。

ありがとうございました。

○各委員

ありがとうございました。

山口 隆英

森田 直樹

松岡 直哉